

議案第34号

つくばみらい市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市職員の旅費に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「宿泊料」の次に「、食卓料、旅行雑費」を加え、同条中第10項を第12項とし、第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、第7項の次に次の2項を加える。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

9 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

第19条から第22条までを次のように改める。

(食卓料)

第19条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

第20条から第22条まで 削除

第32条の見出しを「（日当、宿泊料及び食卓料）」に改め、同条第3項中「第17条並びに第18条第2項」を「第18条第2項及び第19条第2項」に、「日当及び宿泊料」を「宿泊料及び食卓料」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 食卓料の額は、別表第2の定額による。

第33条及び第34条を次のように改める。

第33条 削除

(旅行雑費)

第34条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

別表第1中「第18条」の次に「、第19条」を加え、「日当及び宿泊料」を「日当、宿泊料及び食卓料」に改め、同表中

「

| 日当（1日につき） | | 宿泊料（1夜につき） |
|------------|------------|------------|
| 80キロメートル以上 | 80キロメートル未満 | |
| 2,000円 | 1,200円 | 12,000円 |

」を

「

| 日当（1日につき） | 宿泊料（1夜につき） | 食卓料（1夜につき） |
|------------|------------|------------|
| 80キロメートル以上 | 80キロメートル未満 | |

| | | | |
|--------|--------|---------|--------|
| 2,000円 | 1,200円 | 12,000円 | 2,200円 |
|--------|--------|---------|--------|

」に

改める。

別表第2中「第32条」の次に「、第34条」を加え、「日当及び宿泊料」を「日当、宿泊料及び食卓料」に改め、同表中

「

| 日当（1日につき） | | | 宿泊料（1夜につき） | | |
|-----------|--------|--------|------------|---------|---------|
| 指定都市 | 甲地方 | 乙地方 | 指定都市 | 甲地方 | 乙地方 |
| 6,200円 | 5,200円 | 4,200円 | 19,300円 | 16,100円 | 12,900円 |

」を

「

| 日当（1日につき） | | | 宿泊料（1夜につき） | | | 食卓料（1夜につき） |
|-----------|--------|--------|------------|---------|---------|------------|
| 指定都市 | 甲地方 | 乙地方 | 指定都市 | 甲地方 | 乙地方 | |
| 6,200円 | 5,200円 | 4,200円 | 19,300円 | 16,100円 | 12,900円 | 5,800円 |

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年5月31日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 印

提案理由

国内及び外国への出張に際し、必要な旅費を支給できるようにするために、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市職員の旅費に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第37号)新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| (旅費の種類) | (旅費の種類) |
| 第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、 <u>食卓料</u> 、 <u>旅行雑費</u> 及び死亡手当とする。 | 第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料 <u>_____</u> 及び死亡手当とする。 |
| 2~7 (略) | 2~7 (略) |
| 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。 | (新設) |
| 9 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。 | (新設) |
| 10 (略) | 8 (略) |
| 11 (略) | 9 (略) |
| 12 (略) | 10 (略) |
| (食卓料) | |
| 第19条 食卓料の額は、別表第1の定額による。 | (新設) |
| 2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。 | (新設) |
| 第20条から第22条まで 削除 (日当、宿泊料及び食卓料) | 第19条から第22条まで 削除 (日当及び宿泊料) |
| 第32条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。 | 第32条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。 |

2 (略)

3 食卓料の額は、別表第2の定額による。

4 第18条第2項及び第19条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食卓料について準用する。

第33条 削除

(旅行雑費)

第34条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

別表第1(第17条、第18条、第19条、第24条関係)

(略)

1 日当、宿泊料及び食卓料

| 日当(1日につき) | | 宿泊料(1夜につき) | | 食卓料(1夜につき) | |
|------------|------------|------------|--|------------|--|
| 80キロメートル以上 | 80キロメートル未満 | | | | |
| 2,000円 | 1,200円 | 12,000円 | | 2,200円 | |

別表第2(第32条、第34条、第35条関係)

(略)

1 日当、宿泊料及び食卓料

| 日当(1日につき) | | | 宿泊料(1夜につき) | | | 食卓料(1夜につき) |
|-----------|--------|--------|------------|---------|---------|------------|
| 指定都市 | 甲地方 | 乙地方 | 指定都市 | 甲地方 | 乙地方 | |
| 6,200円 | 5,200円 | 4,200円 | 19,300円 | 16,100円 | 12,900円 | 5,800円 |

2 (略)

(新設)

3 第17条並びに第18条第2項の規定は、外国旅行の場合の日当及び宿泊料について準用する。

第33条及び第34条 削除

(新設)

別表第1(第17条、第18条、第24条関係)

(略)

1 日当及び宿泊料

| 日当(1日につき) | | 宿泊料(1夜につき) | | (新設) |
|------------|------------|------------|--------|------|
| 80キロメートル以上 | 80キロメートル未満 | | | |
| 2,000円 | 1,200円 | 12,000円 | 2,200円 | (新設) |

別表第2(第32条、第35条関係)

(略)

1 日当及び宿泊料

| 日当(1日につき) | | | 宿泊料(1夜につき) | | | (新設) |
|-----------|--------|--------|------------|---------|---------|------|
| 指定都市 | 甲地方 | 乙地方 | 指定都市 | 甲地方 | 乙地方 | |
| 6,200円 | 5,200円 | 4,200円 | 19,300円 | 16,100円 | 12,900円 | (新設) |